

北九州広域都市計画区域区分の変更（北九州市決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

| 区 分 | 年 次 | 平成27年 (基準年) | 令和7年 (基準年の10年後) |
|-----------|-----|----------------|--------------------|
| 都市計画区域内人口 | | 1,036千人 | 984千人 |
| 市街化区域内人口 | | 990千人 | 944千人 |
| 配分する人口 | | - | 939千人 |
| 保留する人口 | | - | 5千人 |
| （特定保留） | | - | 0人 |
| （一般保留） | | - | 5千人 |

(注) 四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

理 由

別紙のとおり

理 由 書

北九州広域都市計画区域は、北九州市の一部、中間市、苅田町の一部区域で構成されている。このうち北九州市については、昭和45年12月28日に線引きに係る都市計画を初めて決定して以降、社会状況の変化に対応するため、これまでに8回の定期見直しに加え、必要に応じて随時見直しを行ってきた。

本市では、平成30年に「北九州市都市計画マスタープラン」を改定し、少子高齢化の時代においても活力のあるまちを持続的に育てていくため、コンパクトなまちづくりを推進していくこととしている。

そのような中、都市計画基礎調査の結果等から、道路や上下水道等の都市インフラが整備され、民間開発や農地等からの土地利用転換によって宅地化し、今後も継続的に都市的土地利用が見込める、市街化区域に接する土地の区域について、市街化調整区域から市街化区域に編入するものである。

なお、沿岸部の公有水面埋立て造成地の特定保留（第7回定期の際に設定）としている区域については、埋立て期間の延長に伴い、今回は特定保留解除とせず、引き続き特定保留とする。

都市計画の策定の経緯の概要

北九州広域都市計画区域区分の変更（北九州市決定）

| 事 項 | 時 期 | | | 備 考 | |
|----------------------|------|-----|-------------|------|----|
| 福岡県 下協議 国土交通省 下協議 | 令和5年 | 2月 | 中旬 | | |
| | | ～ | | | |
| | 令和5年 | 6月 | 下旬 | | |
| 公聴会用原案の縦覧 | 令和5年 | 9月 | 15日 ～29日 | 縦覧者 | 4名 |
| 公聴会 | 令和5年 | 10月 | 11日 | 公述者 | 1名 |
| 福岡県知事 事前協議 | 令和6年 | 2月 | 中旬 | | |
| 国土交通大臣 事前協議 | 令和6年 | 2月 | 中旬 | | |
| 都市計画案の縦覧 | 令和6年 | 4月 | 1日 | | |
| | | ～ | | | |
| | 令和6年 | 4月 | 15日 | | |
| 市都市計画審議会審議 | 令和6年 | 5月 | 下旬 | (予定) | |
| 福岡県知事の意見聴取 | 令和6年 | 5月 | 下旬 | (予定) | |
| 国土交通大臣の同意 | 令和6年 | 6月 | 上旬 | (予定) | |
| 都市計画の変更決定告示 | 令和6年 | 7月 | 上旬 | (予定) | |

新

北九州広域都市計画区域区分の変更（北九州市決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

| 区 分 \ 年 次 | 平成27年 (基準年) | 令和7年 (基準年の10年後) |
|-----------|----------------|--------------------|
| 都市計画区域内人口 | 1,036千人 | 984千人 |
| 市街化区域内人口 | 990千人 | 944千人 |
| 配分する人口 | - | 939千人 |
| 保留する人口 | - | 5千人 |
| （特定保留） | - | 0人 |
| （一般保留） | - | 5千人 |

(注) 四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

旧

北九州広域都市計画区域区分の変更（福岡県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

| 区 分 \ 年 次 | 平成27年 (基準年) | 令和7年 (基準年の10年後) |
|-----------|----------------|--------------------|
| 都市計画区域内人口 | 1,036千人 | 984千人 |
| 市街化区域内人口 | 990千人 | 944千人 |
| 配分する人口 | - | 939千人 |
| 保留する人口 | - | 5千人 |
| （特定保留） | - | 0人 |
| （一般保留） | - | 5千人 |

(注) 四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>理由</p> <p>北九州広域都市計画区域は、北九州の一部、中間市、苅田町の一部区域で構成されている。このうち北九州市については、昭和45年12月28日に線引きに係る都市計画を初めて決定して以降、社会状況の変化に対応するため、これまでに8回の定期見直しに加え、必要に応じて随時見直しを行ってきた。</p> <p>本市では、平成30年に「北九州市都市計画マスタープラン」を改訂し、少子高齢化の時代においても活力あるまちを持続的に育んでいくため、コンパクトなまちづくりを推進していくこととしている。</p> <p>そのような中、都市計画基礎調査の結果から、道路や上下水道等の都市インフラが整備され、民間開発や農地等からの土地利用転換によって宅地化し、今後も継続的に都市的土地利用が見込める、市街化区域に接する土地の区域について、市街化調整区域から市街化区域に編入するものである。</p> <p>なお、沿岸部の公有水面埋立て造成地の特定保留（第7回定期見直しの際に設定）としている区域については、埋立て期間の延長に伴い、今回は特定保留解除とせず、引き続き特定保留とする。</p> | <p>理由</p> <p>本都市計画区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「区域区分に決定の有無及び区域区分を定める際の方針」として、「区域区分」を定めることとしています。</p> <p>今回の見直しは、埋立竣工に伴い、計画的な市街化が確実に見込まれる1地区について、市街化区域に編入するものです。</p> |